

学位論文題名

平安朝音楽制度史(著書, 329頁, 吉川弘文館刊, 1994)

学位論文内容の要旨

論文の構成(目次)

- 序章 問題の所在
- 第1章 雅楽寮と楽官・楽人の系譜
  - 第1節 雅楽寮の変遷
  - 第2節 雅楽寮官人の変遷とその系譜
  - 第3節 雅楽寮物師
- 第2章 衛府舞人・楽人供奉の宮廷儀式とその変遷
  - 第1節 相撲・競馬・賭弓・騎射・旬政
  - 第2節 東遊と大社祭
- 第3章 楽所の変遷とその活動
  - 第1節 楽所始と楽所職員
  - 第2節 楽所ならびに楽所人の変遷とその機能
- 第4章 地下楽家の成立とその活動
  - 第1節 「一者」制と地下楽家の成立
  - 第2節 多氏の系譜とその活動
  - 第3節 狛氏の系譜とその活動
- 音楽人関係系図
- あとがきにかえて
- 索引

論文内容の要旨(各章ごと)

序章; 古代の音楽を第1期=発生・流入期(～8c)、第2期=展開期(8c末～10c初)、第3期=成熟期(10c初～12c初)、第4期=衰退期(12c初～)に4区分し、本著の目的は第3期の音楽制度を論ずること、具体的には雅楽寮・楽所の変遷と機能、そして楽所人の構成と系譜を研究することである、とする。

第1章; 従来、律令制の衰退とともに活動を停止したと見られがちであった雅楽寮であるが、著者は雅楽寮が意外に長くその活動を継続し、舞踏の役割は左右近衛府・左右衛門府等の中下級官人に代わられて担当できなくなっても、楽器演奏の役割は続けたことを明らかにする。そして雅楽寮の上級・下級の管理職たる頭・助、允・属の地位についての貴族や地下人を詳細に調査し、各人の系譜や得意とした楽器なども明らかにしている。さらに物師と呼ばれた下級の楽人(打楽器專業者)についても、同様の調査を及ぼしている。

第2章; 左右近衛府・左右衛門府等の官人が舞人(舞踏担当者)や楽人(楽器担当者)をつと

める現象は9世紀から見られたが、著者は彼等がその役割を演じた宮廷儀式と、その変遷を論述する。まず7月の相撲節における舞人は、11世紀に入ると「地下楽家」たる多氏・狛氏出身の近衛府官人によって独占される傾向、競馬・賭弓・騎射などの年中行事化した儀式の舞人・楽人は、衛府の官人を中心としながらも雅楽寮の官人も加わること、天皇が紫宸殿に出御し政事を視たのち群臣に宴を給う旬政では、舞人・楽人の双方とも近衛府の官人が担当すること、等が明らかにされる。また平安時代の宮廷にとりこまれた東国の風俗歌舞である東遊に関しては、多氏・狛氏の舞人・楽人が登場しなくなるという注目すべき傾向が指摘される。著者は以上のような、衛府の官人が舞楽の主役となる恒例の行事とは別に、賀茂臨時祭・石清水臨時祭等に注目し、ここでは「遊び」の要素が強く、舞人として撰閑家の子弟が登場し、陪従とよばれた管弦奏者としては楽器演奏にすぐれた殿上人が登場すること、そして陪従たちが歌舞の練習に集合していた場所こそ楽所であったことを述べる。

第3章； この章では楽所をめぐる従来の定説が再検討される。著者は楽所を「常設的楽所」と「臨時的楽所」に分類する。そして夫々の起源、変遷、さらにその職員と各自の役割を、村上朝（10c）～白河朝（11c）～堀河朝（11c末）～後鳥羽朝（12c）にわたって、各天皇の個性や音楽的才能にも言及しながら詳細に分析する。著者によると「常設的楽所」は10世紀半ばの村上朝に登場し、以後、音楽好きの天皇の代ごとに設置され、11世紀末の堀河朝に多氏・狛氏の参入という画期がある。「臨時的楽所」は12世紀初めに、白河法皇五十歳の「御賀」のため楽所が設置され、この場所で調楽（合奏練習）や試楽（総合練習）がなされたことに始まるが、以後、小規模ながら仏事供養のためにも開設されたという。楽所の職員としては別当・預・殿上寄人・地下寄人・舞人・楽人などがあり、預が実質的責任者・指導者であって当代一流の音楽家が任命されたが、著者はそれら一人一人の系譜や活動を明らかにする。

こうした綿密な作業を通して、楽所はその成立当初から衛府の官人が中心的構成員であったとする定説の誤りを正し、10世紀の古記録に見える「楽所人」は楽舞の名手ながらも言わばアマチュアの中流貴族であり、衛府の中下級官人を任とする「地下楽家」の多氏・狛氏がプロの「舞人」「楽人」として楽所に進出してくるのは11世紀以後であると強調する。そして成立期の楽所は律令制下の雅楽寮にかわる雅楽の教習・統轄の機関という性格のものではなかったと結論する。

第4章； 本章では左近衛府・左衛門府等の官人に任じられて左方の舞を担当した狛氏と、右近衛府・右衛門府等の官人に任じられて右方の舞を担当した多氏の活動と系譜が詳論される。構成員の具体的な活動を通して楽所の実態に迫ろうとした章である。まず10～11世紀の史料に見える「一者」「右一者」「左一者」等の用例を検討し、多氏や狛氏の舞が右方・左方に固定し、夫々の舞が秘曲となって父子相承される段階で登場する制度的称号であることを明らかにする。楽家として最も古い多氏については、『多氏系図』を平安期の様々な古記録と対照し、多好茂・多政方・多政資等々の活動を浮き彫りにしてゆく。秘曲の芸を伝えるため長男にこだわらず、異姓の外孫（娘の子）を養子としたり、それが原因で一族内で殺人に到るような事件が発生することや、多一族の分派して行く様子が紹介される。次に狛氏の検討に入り、左舞を専業とするようになったのは狛光高が最初であるとし、その子則高、その3子光季・則季・高季の活動と系譜を叙述する。この家系でも秘曲相伝のため養子を取ることや、一族内に「二者」「三者」という厳しい序列のあること、嫡流と庶流の伝える舞様が同一秘曲においても次第に変化して行く様子が紹介される。

## 学位論文審査の要旨

主査	教授	南部	昇
副査	教授	大島	正二
副査	教授	河内	祥輔
副査	教授	身崎	壽

### 学位論文題名

平安朝音楽制度史（著書，329頁，吉川弘文館刊，1994）

荻氏の原著『日本古代音楽史論』（1977）は今日に到るも版を重ねて学界での評価も高く、今回学位申請論文として提出された新著も昨年3月に東洋音楽学会より「第12回田辺尚雄賞」を受けており、高く評価されつつある。しかし氏の論文に全く問題がないというわけでもないので、その点を含みつつ、以下、簡単に各章ごとの評価を記すこととする。

第1章においては、雅楽寮が少なくとも10世紀前半の醍醐朝ころまでは律令制本来の形で奏舞・奏楽を行なっていること、楽所の創設が雅楽寮衰退の直接的原因ではないことが主張されており、その論旨は説得的である。

第2章は衛府の官人が舞人・楽人として関わる各種恒例行事の詳細な分析とその記述であり、第3章で展開される楽所論への導入の役も果たしている。ほぼ首肯できる叙述が続くが、東遊の担当者の変遷に関する説明には少々不鮮明な点も見られる。

第3章は135頁が費やされた最長かつ最重要の章であり、従来、漠然と定説化していた楽所の性格は荻氏の詳細な研究によって、より具体的に修正された。その意義は実に大きなものと評価できる。ただしなお分析を加えることが望まれる点や、整理不足かと思われる点もあるので、以下にそれを記しておくこととする。第1に、宮廷の大きな儀式をひかえた時期の楽所の活動はきわめて具体的に記述されているのに対して、それ以外の時期の楽所の活動がやや説明不足と思われる。「臨時的楽所」が活動している間、「常設的楽所」では何がなされていたのかにも言及した方が、氏の論旨は説得力を増したものと思われる。

第2に、氏が「楽所人」という用語を二つの意味で使用したことも、ややまぎらわしかったのではないと思われる。氏自身が分析して明らかにしたように、当時の古記録上の「楽所人」の語は11世紀半ば以前に見られ、それは楽所に伺候したアマチュアの名手としての中流貴族たちのことである。この後に衛府の中下級官人として楽所に進出してくる多氏・狛氏の人々は「楽所人」とは呼ばれず、「舞人」「楽人」と呼ばれ、この時期には「楽所人」という言葉そのものが消滅するという。しかし荻氏自身は11世紀以降の楽所の構成員について叙述する際、単に“楽所にいる人々”の意味で「楽所人」という語を使用し、多氏・狛氏の人々をも「楽所人」と呼称している。古記録上の「楽所人」と、“楽所にいる人々”という意味での「楽所人」の相違は、論文を注意深く読めば識別できるのであるが、後者については別な用語を作成して使用した方が、氏の主張はより明快になったことであろう。その他、本章は長大な章であるだけに、各節・各小節ごとに「結語」「まと

め」を置いた方が、読者は内容を理解し易かったものと思われる。

しかし以上のような問題点を含みながらも、氏が定説の修正に成功したことは確かである。特に古代の音楽家一人一人に関して殆どすべての史料を丹念に収集してまとめあげた各種の表は、巻末の人名索引とあいまって「平安宮廷人名辞典」の役目も果たすものであり、平安時代中・後期の宮廷を研究する人々を裨益すること絶大である。

第4章は、楽家の一族に関する伝記ともいえる業績である。従来、多氏・狛氏に関して、平安時代各種古記録の丁寧な対比に基づく伝記は書かれたことがなく、多氏一族・狛氏一族に関する数々の事実を整理した第2節・第3節の成果は、今後の楽家研究に土台をすえたものと評価できる。

以上、各章ごとの評価を述べ、時には問題点も指摘した。口頭試問の席では、これほどの労作にもかかわらず、古代の音楽の音声が聞こえてこないもどかしさがある、との感想も出された。しかし本論文の目的は、その題名の通り音楽制度史の解明である。未開拓の分野に踏み込み、基礎的事実の解明と制度的変遷の整理によって、平安時代の音楽史に一貫した見通しを与えた本論文の価値はまことに高いものがある。氏の著書が、今後の古代音楽研究者の座右の書となることはまちがいない。審査委員会は以上の評価をふまえ、全員一致して荻氏の研究業績は博士（文学）の学位を授与されるに値すると結論するものである。